

監査報告書

令和2年5月14日

学校法人 杉野学園 理事会 御中

学校法人 杉野学園

監事 田中 健一郎



監事 黒崎 勝之



私たちは、学校法人杉野学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人杉野学園寄附行為第15条の規定に基づき、学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）における財産目録、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書を含め、学園の業務及び財産に関し監査を行った。

監査の結果、学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認める。

監査報告書

令和2年5月14日

学校法人 杉野学園 評議員会 御中

学校法人 杉野学園

監事 田中 健一郎



監事 黒崎 勝之



私たちは、学校法人杉野学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人杉野学園寄附行為第15条の規定に基づき、学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）における財産目録、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書を含め、学園の業務及び財産に関し監査を行った。

監査の結果、学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認める。